

助成対象設備（高効率空調設備）に係る基準について

「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」の主な指定基準

○電気式パッケージ形空調機

次のいずれの要件も満たすもの

1 業務用のエアコンディショナーであること。

2 次の判断基準を満たすエアコンディショナーであること。

(1) エネルギー消費効率が下表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定し、小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。

区 分			基準エネルギー消費効率又は算定式
形態及び機能	室内機の種類	冷房能力	
1 複数組合せ形のもの並びに2の部及び3の部に掲げるもの以外のもの	四方向カセット形	3.6kW 未満	$E=6.0$
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形以外	3.6kW 未満	$E=5.1$
		3.6kW 以上 10.0kW 未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
2 マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの		10.0kW 未満	$E=5.7$
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$
		20.0kW 以上 40.0kW 未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$
		40.0kW 以上 50.4kW 以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$
3 室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの	直吹き形	20.0kW 未満	$E=4.9$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.9$
	ダクト形	20.0kW 未満	$E=4.7$
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.7$

備考 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。

2 E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

(2) 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

※ただし、次のいずれかに該当するものについては、対象に含まれないものとする。

- ・冷房能力が28kW（マルチタイプの場合は50.4kW）を超えるもの
- ・水冷式のもの                      ・スポットエアコンディショナー                      など

○ガスヒートポンプ式空調機

東京都低 NOx・低 CO2 小規模燃焼機器認定要綱第6条第1項の規定により認定されたもの

（冷房能力が28kW 未満の場合には、期間成績係数(APFp)が1.12 以上かつ窒素酸化物の排出濃度が100ppm 以下(12モード)であること など)